

新		
(P3)	第1章 鎌倉市の歴史的風致形成の背景	
表序-1 鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会名簿(敬称略)(令和4年4月1日現在)		
氏名	役職	
☆ 西村幸夫	国学院大学教授	
☆ 赤松加寿江	京都工芸繊維大学准教授	
☆ 高橋慎一郎(平成26～令和3年6月)	東京大学史料編纂所教授	
小林紀子	横浜市歴史博物館主任学芸員	
☆ 大三輪龍哉(平成26～令和3年6月)	浄光明寺代表役員	
田中密敬	極楽寺住職	
小峰敏司(平成26～28年度)	鶴岡八幡宮庶務課長	
橋本 篤(平成29・30年度)		
谷口征司(令和元年度)		
龍山源和(令和2年・3年度)		
阿久津 卓也		
大木 淳	公募市民	
藤田直人(平成26～令和3年6月)	公募市民	
岡 由雨子	公募市民	
☆ 土屋志郎(平成26～令和3年6月)	公益財団法人鎌倉市公園協会理事	
小川サヨ子		
☆ 高橋公一郎(平成26年度)	公益社団法人鎌倉市観光協会	課長
中山一彦(平成27～30年度)		専務理事
大津定博(令和元～令和3年6月)		専務理事
牧田知江子		理事
☆ 野田充博(平成26年度)	鎌倉風致保存会	常務理事兼事務局長
川名達哉(平成27～30年度)		常務理事兼事務局長
石山由夫(令和元～令和3年6月)		常務理事兼事務局長
村田佳代子	常務理事	
波多辺弘三	鎌倉商工会議所専務理事	
☆ 山中孝文(平成26・27年度)	神奈川県土整備局都市部都市整備課長	
川崎俊明(平成28・29年度)		
竹内 淳(平成30・令和元年度)		
齋藤 貴(令和2年・3年度)		
小池 正幸		
☆ 江藤政克(平成26年度)	神奈川県教育局生涯学習部文化遺産課長	
福田美子(平成27～29年度)		
吉田美和子(平成30・令和元年度)		
河田貴子(令和2年度)		
菅原一郎	神奈川県土整備局藤沢土木事務所長	
杉山孝一(平成26・27年度)		
鈴木 仁(平成28・29年度)		
市川喜久男(平成30年度)		
上前行男(平成31年4月～令和元年6月)		
横溝博之(令和元年7月～2年度)		
峯村徹哉		

旧		
(P3)	第1章 鎌倉市の歴史的風致形成の背景	
表序-1 鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会名簿(敬称略)(令和3年6月25日現在)		
氏名	役職	
☆ 西村幸夫	神戸芸術工科大学教授	
☆ 赤松加寿江	京都工芸繊維大学講師	
☆ 高橋慎一郎(平成26～令和3年6月)	東京大学史料編纂所教授	
小林紀子	横浜市歴史博物館主任学芸員	
☆ 大三輪龍哉(平成26～令和3年6月)	浄光明寺代表役員	
田中密敬	極楽寺住職	
小峰敏司(平成26～28年度)	鶴岡八幡宮庶務課長	
橋本 篤(平成29・30年度)		
谷口征司(令和元年度)		
龍山源和		
大木 淳		公募市民
藤田直人(平成26～令和3年6月)	公募市民	
岡 由雨子	公募市民	
☆ 土屋志郎(平成26～令和3年6月)	公益財団法人鎌倉市公園協会理事	
小川サヨ子		
☆ 高橋公一郎(平成26年度)	公益社団法人鎌倉市観光協会	課長
中山一彦(平成27～30年度)		専務理事
大津定博(令和元～令和3年6月)		専務理事
牧田知江子		理事
☆ 野田充博(平成26年度)	鎌倉風致保存会	常務理事兼事務局長
川名達哉(平成27～30年度)		常務理事兼事務局長
石山由夫(令和元～令和3年6月)		常務理事兼事務局長
村田佳代子	常務理事	
波多辺弘三	鎌倉商工会議所専務理事	
☆ 山中孝文(平成26・27年度)	神奈川県土整備局都市部都市整備課長	
川崎俊明(平成28・29年度)		
竹内 淳(平成30・令和元年度)		
齋藤 貴		
☆ 江藤政克(平成26年度)	神奈川県教育局生涯学習部文化遺産課長	
福田美子(平成27～29年度)		
吉田美和子(平成30・令和元年度)		
河田貴子(令和2年度)		
菅原一郎	神奈川県土整備局藤沢土木事務所長	
杉山孝一(平成26・27年度)		
鈴木 仁(平成28・29年度)		
市川喜久男(平成30年度)		
上前行男(平成31年4月～令和元年6月)		
横溝博之(令和元年7月～2年度)		
峯村徹哉		
☆ 比留間彰(平成26～令和3年6月)	鎌倉市共生共創部長	

■新旧対照表

新

(P4)

鎌倉市歴史の風致維持向上計画

☆ 比留間彰(平成26～令和3年度) 服部 基己	鎌倉市共生共創部長
☆ 小嶋秀一郎(平成26年度) 榎淵規彰(平成27～令和2年度) 佐々木 聡	鎌倉市歴史まちづくり推進担当担当部長
☆ 山田栄一(平成26年度) 大場将光(平成27・28年度) 齋藤和徳(平成29年度) 前田信義(平成30・令和元年度) 林 浩一(令和2～令和3年6月)	鎌倉市教育文化財部長
能條裕子	鎌倉市まちづくり計画部長
吉田 浩(令和2年・3年度) 古賀 久貴	鎌倉市環境部長
	鎌倉市都市景観部長

◎委員長(未定) ○副委員長(未定) ☆鎌倉市歴史の風致維持向上計画策定アドバイザー

表序-2 歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討委員会名簿 (令和4年4月1日現在)

委員	検討部会員
◎比留間副市長	
○千田副市長	
共生共創部長	企画課長
歴史まちづくり推進担当担当部長兼教育文化財部長	歴史まちづくり推進担当担当課長兼生涯学習課担当課長、文化財課長
市民防災部長	総合防災担当課担当課長、観光課長、商工課長
まちづくり計画部長	土地利用政策課長、都市計画担当課長(都市計画担当)課長、都市計画課担当課長(交通政策担当)
都市景観部長	■都市景観部長 □都市景観部次長 都市景観課長、みどり公園課長
都市整備部長	道路課長

◎委員長 ○副委員長 ■部会長 □副部会長

旧

(P4)

鎌倉市歴史の風致維持向上計画

☆ 小嶋秀一郎(平成26年度) 榎淵規彰(平成27～令和2年度) 佐々木 聡	鎌倉市歴史まちづくり推進担当担当部長
☆ 山田栄一(平成26年度) 大場将光(平成27・28年度) 齋藤和徳(平成29年度) 前田信義(平成30・令和元年度) 林 浩一(令和2～令和3年6月)	鎌倉市教育文化財部長
能條裕子	鎌倉市まちづくり計画部長
吉田 浩	鎌倉市環境部長
	鎌倉市都市景観部長

◎委員長(未定) ○副委員長(未定) ☆鎌倉市歴史の風致維持向上計画策定アドバイザー

表序-2 歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討委員会名簿 (令和3年4月1日現在)

委員	検討部会員
◎小磯副市長	
○千田副市長	
共生共創部長	企画課長
歴史まちづくり推進担当担当部長兼教育文化財部長	歴史まちづくり推進担当担当課長兼生涯学習課担当課長、文化財課長
市民防災部長	総合防災担当課担当課長、観光課長、商工課長
まちづくり計画部長	土地利用政策課長、都市計画担当課長(都市計画担当)課長、都市計画課担当課長(交通政策担当)
都市景観部長	■都市景観部長 □都市景観部次長 都市景観課長、みどり公園課長
都市整備部長	道路課長

◎委員長 ○副委員長 ■部会長 □副部会長

新	旧
<p>(P33) 第1章 鎌倉市の歴史的風致形成の背景</p> <h2>4 文化財と文化</h2> <p>鎌倉の歴史は、考古学的な所見及び一部文献資料によると、原始・古代までさかのぼるが、鎌倉の文化財と文化を述べる上で基礎となるのは、主に源頼朝が鎌倉入りした中世以降の歴史である。</p> <p>鎌倉における文化財と文化の特徴は、第一に鎌倉幕府以降の武家政権による盛んな社寺の造営に由来する有形・無形の文化財が多数存在すること、第二に、明治時代以降、特に横須賀線開通以降の別荘地化が進んだことにより、新たな文化が創出され、別荘建築などの有形文化財及び別荘文化に由来する風俗・習慣が豊富に存在すること、第三に、武家政権の所在地であったため中世都市の埋蔵文化財が豊富であるということが挙げられる。</p> <p>これらの文化財は、鎌倉地域を中心として市内各所に分布しており、現在の鎌倉のまちの重要な要素となっている。</p> <h3>(1) 鎌倉の文化財</h3> <h4>ア 鎌倉の文化財の種類・数</h4> <p>鎌倉市における文化財の数は、昭和60年（1985年）から昭和62年（1987年）にかけて鎌倉市教育委員会が実施した^{しつがい}悉皆調査により、有形文化財（建造物、書跡、絵画、彫刻、工芸、古文書、典籍）、民俗文化財、天然記念物の各分類で合計約27,000件が報告されている。</p> <p>さらに、史跡、名勝及び⁴⁶⁷箇所を数える周知の埋蔵文化財包蔵地を合わせると、鎌倉市における^{令和4年（2022年）4月1日現在}の文化財数は約27,500に及ぶが、そのうち指定文化財は⁶⁰⁷件、登録有形文化財は34件である。</p> <h4>イ 指定・登録文化財等</h4> <p>^{令和4年（2022年）4月1日現在}の鎌倉市における指定文化財は、国宝15件を含む国指定²¹⁵件、神奈川県指定⁶⁴件、鎌倉市指定328件の総数⁶⁰⁷件を数える。また、国登録有形文化財として34件が登録されている。</p> <p style="text-align: center;">33</p>	<p>(P33) 第1章 鎌倉市の歴史的風致形成の背景</p> <h2>4 文化財と文化</h2> <p>鎌倉の歴史は、考古学的な所見及び一部文献資料によると、原始・古代までさかのぼるが、鎌倉の文化財と文化を述べる上で基礎となるのは、主に源頼朝が鎌倉入りした中世以降の歴史である。</p> <p>鎌倉における文化財と文化の特徴は、第一に鎌倉幕府以降の武家政権による盛んな社寺の造営に由来する有形・無形の文化財が多数存在すること、第二に、明治時代以降、特に横須賀線開通以降の別荘地化が進んだことにより、新たな文化が創出され、別荘建築などの有形文化財及び別荘文化に由来する風俗・習慣が豊富に存在すること、第三に、武家政権の所在地であったため中世都市の埋蔵文化財が豊富であるということが挙げられる。</p> <p>これらの文化財は、鎌倉地域を中心として市内各所に分布しており、現在の鎌倉のまちの重要な要素となっている。</p> <h3>(1) 鎌倉の文化財</h3> <h4>ア 鎌倉の文化財の種類・数</h4> <p>鎌倉市における文化財の数は、昭和60年（1985年）から昭和62年（1987年）にかけて鎌倉市教育委員会が実施した^{しつがい}悉皆調査により、有形文化財（建造物、書跡、絵画、彫刻、工芸、古文書、典籍）、民俗文化財、天然記念物の各分類で合計約27,000件が報告されている。</p> <p>さらに、史跡、名勝及び⁴⁶⁶箇所を数える周知の埋蔵文化財包蔵地を合わせると、鎌倉市における^{令和3年（2021年）4月1日現在}の文化財数は約27,500に及ぶが、そのうち指定文化財は⁶⁰⁹件、登録有形文化財は34件である。</p> <h4>イ 指定・登録文化財等</h4> <p>^{令和3年（2021年）4月1日現在}の鎌倉市における指定文化財は、国宝15件を含む国指定²¹⁶件、神奈川県指定⁶⁶件、鎌倉市指定328件の総数⁶⁰⁹件を数える。また、国登録有形文化財として34件が登録されている。</p> <p style="text-align: center;">33</p>

新

(P35)

第1章 鎌倉市の歴史的風致形成の背景

表1-3 指定等文化財の件数 (令和4年4月1日現在)

	有形文化財									民俗文化財		記念物			合計	
	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料	無形文化財	有形	無形	史跡	名勝		天然記念物
国宝	1	4	1	6	3											15
国指定	22	29	38	20	24		27	4	2				31	3		200
県指定	8	9	23	15	2					2	1	2				64
市指定	33	53	86	29	19	5	16	17	5	2	23		9	31		328
国登録	34															34
合計	98	95	148	70	48	5	43	23	7	2	25	1	42	3	31	641

(ア) 国指定文化財

国指定文化財は、建造物等の有形文化財 181 件、記念物 34 件の計 215 件からなるが、これらの内訳は銅造阿彌陀如来坐像、円覚寺舍利殿等を含む国宝 15 件、重要文化財 166 件、鶴岡八幡宮境内、建長寺境内、鎌倉大仏殿跡、永福寺跡等の史跡が 31 件、名勝等が 3 件（「名勝」として指定を受けている「瑞泉寺庭園」、及び「史跡及び名勝」として指定を受けている「建長寺庭園」、「円覚寺庭園」）となっている。

(イ) 神奈川県指定文化財

神奈川県指定文化財 64 件の内訳は、覚園寺本堂（薬師堂）等の有形文化財が 59 件、面掛行列等の民俗文化財が 3 件、百八やぐら等の史跡が 2 件である。

(ウ) 鎌倉市指定文化財

鎌倉市指定文化財は、有形文化財 286 件、無形文化財 2 件、記念物 40 件の計 328 件からなるが、それらの内訳は、鶴岡八幡宮末社白幡神社本殿、及び拝殿（建造物）等の有形文化財が 263 件、御霊神社神輿、面と衣裳、寿福寺庚申塔等の有形民俗文化財が 23 件のほか、鎌倉神楽、鎌倉木遣唄が無形文化財として指定を受けている。また、記念物は、史跡として十一人塚等 9 件、天然記念物として鶴岡八幡宮ビヤクシン等 31 件が指定されている。

旧

(P35)

第1章 鎌倉市の歴史的風致形成の背景

表1-3 指定等文化財の件数 (令和3年4月1日現在)

	有形文化財									民俗文化財		記念物			合計	
	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料	無形文化財	有形	無形	史跡	名勝		天然記念物
国宝	1	4	1	6	3											15
国指定	22	29	38	22	24		27	4	2				31	3		202
県指定	8	9	23	15	2					2	1	2				64
市指定	33	53	86	29	19	5	15	17	5	2	23		9	32		328
国登録	34															34
合計	98	95	148	72	48	5	42	23	7	2	25	1	42	3	32	643

(ア) 国指定文化財

国指定文化財は、建造物等の有形文化財 183 件、記念物 34 件の計 217 件からなるが、これらの内訳は銅造阿彌陀如来坐像、円覚寺舍利殿等を含む国宝 15 件、重要文化財 168 件、鶴岡八幡宮境内、建長寺境内、鎌倉大仏殿跡、永福寺跡等の史跡が 31 件、名勝等が 3 件（「名勝」として指定を受けている「瑞泉寺庭園」、及び「史跡及び名勝」として指定を受けている「建長寺庭園」、「円覚寺庭園」）となっている。

(イ) 神奈川県指定文化財

神奈川県指定文化財 64 件の内訳は、覚園寺本堂（薬師堂）等の有形文化財が 59 件、面掛行列等の民俗文化財が 3 件、百八やぐら等の史跡が 2 件である。

(ウ) 鎌倉市指定文化財

鎌倉市指定文化財は、有形文化財 285 件、無形文化財 2 件、記念物 41 件の計 328 件からなるが、それらの内訳は、鶴岡八幡宮末社白幡神社本殿、及び拝殿（建造物）等の有形文化財が 262 件、御霊神社神輿、面と衣裳、寿福寺庚申塔等の有形民俗文化財が 23 件のほか、鎌倉神楽、鎌倉木遣唄が無形文化財として指定を受けている。また、記念物は、史跡として十一人塚等 9 件、天然記念物として鶴岡八幡宮ビヤクシン等 32 件が指定されている。

■新旧対照表

新	旧
<p>(P36) 鎌倉市歴史的風致維持向上計画</p> <p>(工) 国登録有形文化財 令和4年(2022年)4月1日現在の登録有形文化財は、鎌倉文学館本館、旧華頂宮住宅主屋等34件である。</p> <p>(オ) 景観重要建造物・市景観重要建築物等 令和4年(2022年)4月1日現在、景観重要建造物は旧川喜多邸別邸(旧和辻邸)の1件、市景観重要建築物等は、鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸)、東勝寺橋、極楽洞、旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所、萬屋本店等34件である。</p> <p style="text-align: center;">36</p>	<p>(P36) 鎌倉市歴史的風致維持向上計画</p> <p>(工) 国登録有形文化財 令和3年(2021年)4月1日現在の登録有形文化財は、鎌倉文学館本館、旧華頂宮住宅主屋等34件である。</p> <p>(オ) 景観重要建造物・市景観重要建築物等 令和3年(2021年)4月1日現在、景観重要建造物は旧川喜多邸別邸(旧和辻邸)の1件、市景観重要建築物等は、鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸)、東勝寺橋、極楽洞、旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所、萬屋本店等34件である。</p> <p style="text-align: center;">36</p>

新

(P57)

第1章 鎌倉市の歴史的風致形成の背景

(4) 埋蔵文化財

令和4年(2022年)4月1日現在、鎌倉市内の埋蔵文化財包蔵地は467箇所を数える。これらのうち、三方を山に囲まれた鎌倉地域に325箇所、それ以外の地域に142箇所が分布する。

時代別には、旧石器時代・縄文時代・弥生時代が56箇所、古墳時代・奈良平安時代が80箇所、中世が363箇所、近世が5箇所、不明が38箇所である。

種別では、やぐらが184箇所、社寺跡が99箇所、散布地80箇所、城館跡63箇所、これらが全体の約80%を占めている。

鎌倉地域は、鎌倉幕府及び後続する鎌倉府の根拠地として中世都市を形成したエリアであり、周囲を取り囲む山稜部及び海浜部を含め、ほぼ全域が周知の埋蔵文化財包蔵地となっており、やぐら、社寺境内・社寺跡、都市遺跡その他の遺跡が濃密に分布している。このような豊富な埋蔵文化財が鎌倉の大きな特徴である。

鎌倉においては、これら豊富な埋蔵文化財の所在を背景に、建築工事等に先立つ試掘・確認調査が年間約60件、発掘調査が同じく20~30件程度実施されており、長年の調査成果の蓄積により、中世都市遺跡の考古学的研究が進展している。



写真1-64 市内から出土した中世の生活用品
(左上から時計回りに曲物・杓文字、まな板・刀子・卸し板、すり鉢とすりこ木、卸し皿と箸)



写真1-65 市内から出土した中世の漆器



写真1-66 まとまって出土したかわらけ



写真1-67 市内から出土した青磁椀

旧

(P57)

第1章 鎌倉市の歴史的風致形成の背景

(4) 埋蔵文化財

令和3年(2021年)4月1日現在、鎌倉市内の埋蔵文化財包蔵地は467箇所を数える。これらのうち、三方を山に囲まれた鎌倉地域に325箇所、それ以外の地域に142箇所が分布する。

時代別には、旧石器時代・縄文時代・弥生時代が56箇所、古墳時代・奈良平安時代が80箇所、中世が363箇所、近世が5箇所、不明が38箇所である。

種別では、やぐらが184箇所、社寺跡が99箇所、散布地80箇所、城館跡63箇所、これらが全体の約80%を占めている。

鎌倉地域は、鎌倉幕府及び後続する鎌倉府の根拠地として中世都市を形成したエリアであり、周囲を取り囲む山稜部及び海浜部を含め、ほぼ全域が周知の埋蔵文化財包蔵地となっており、やぐら、社寺境内・社寺跡、都市遺跡その他の遺跡が濃密に分布している。このような豊富な埋蔵文化財が鎌倉の大きな特徴である。

鎌倉においては、これら豊富な埋蔵文化財の所在を背景に、建築工事等に先立つ試掘・確認調査が年間約60件、発掘調査が同じく20~30件程度実施されており、長年の調査成果の蓄積により、中世都市遺跡の考古学的研究が進展している。



写真1-64 市内から出土した中世の生活用品
(左上から時計回りに曲物・杓文字、まな板・刀子・卸し板、すり鉢とすりこ木、卸し皿と箸)



写真1-65 市内から出土した中世の漆器



写真1-66 まとまって出土したかわらけ



写真1-67 市内から出土した青磁椀

■新旧対照表

新

(P176) 鎌倉市歴史的風致維持向上計画

今後も、指定や登録を受けている文化財については、法や条例、保存管理計画及び保存活用計画に従い、適切な保護の措置を講じ、重点区域の核となる歴史的な建造物の保存管理に努めていくとともに、未指定の物件については、計画的・継続的な調査研究を進め、順次指定等を行うこととする。

表4-3 保存管理計画策定済の史跡一覧 (令和4年4月1日現在)

名称	策定	備考
1 史跡鶴岡八幡宮境内	昭和63年(1988年)3月	平成13年(2001年)3月改訂 平成23年(2011年)12月資料編策定
2 史跡若宮大路	平成18年(2006年)3月	
3 史跡荏柄天神社境内	平成19年(2007年)3月	
4 史跡建長寺境内・名勝及史跡建長寺庭園	平成18年(2006年)3月	
5 史跡瑞泉寺境内・名勝瑞泉寺庭園	平成19年(2007年)3月	
6 史跡鎌倉大仏殿跡	平成19年(2007年)3月	
7 史跡覚園寺境内	平成19年(2007年)3月	
8 史跡永福寺跡	昭和53年(1978年)3月	平成23年(2011年)12月資料編策定
9 史跡法華堂跡(源頼朝墓・北条義時墓)	平成19年(2007年)3月	
10 史跡北条氏常盤亭跡	平成19年(2007年)3月	
11 史跡和賀江嶋	平成18年(2006年)3月	
12 史跡仏法寺跡	平成20年(2008年)3月	
13 史跡一升榭遺跡	平成20年(2008年)3月	
14 史跡朝夷奈切通、史跡名越切通、史跡亀ヶ谷坂、史跡仮粧坂、史跡大仏切通	平成20年(2008年)3月	
15 史跡浄光明寺境内・冷泉為相墓	平成20年(2008年)6月	
16 史跡寿福寺境内	平成20年(2008年)6月	
17 史跡極楽寺境内・忍性墓	平成20年(2008年)6月	
18 史跡東勝寺跡	平成20年(2008年)7月	
19 史跡円覚寺境内・名勝及史跡円覚寺庭園	平成22年(2010年)3月	

表4-4 保存活用計画策定済の建造物一覧 (令和4年4月1日現在)

円覚寺(舍利殿)
鶴岡八幡宮(大鳥居・摂社若宮・上宮・末社丸山稻荷社本殿)
荏柄天神社(本殿)
建長寺(仏殿・昭堂・唐門・山門・法堂・大覚禪師塔)
覚園寺(開山塔・大燈塔)
極楽寺(忍性塔・五輪塔)

旧

(P176) 鎌倉市歴史的風致維持向上計画

今後も、指定や登録を受けている文化財については、法や条例、保存管理計画及び保存活用計画に従い、適切な保護の措置を講じ、重点区域の核となる歴史的な建造物の保存管理に努めていくとともに、未指定の物件については、計画的・継続的な調査研究を進め、順次指定等を行うこととする。

表4-3 保存管理計画策定済の史跡一覧 (平成29年7月1日現在)



名称	策定	備考
1 史跡鶴岡八幡宮境内	昭和63年(1988年)3月	平成13年(2001年)3月改訂 平成23年(2011年)12月資料編策定
2 史跡若宮大路	平成18年(2006年)3月	
3 史跡荏柄天神社境内	平成19年(2007年)3月	
4 史跡建長寺境内・名勝及史跡建長寺庭園	平成18年(2006年)3月	
5 史跡瑞泉寺境内・名勝瑞泉寺庭園	平成19年(2007年)3月	
6 史跡鎌倉大仏殿跡	平成19年(2007年)3月	
7 史跡覚園寺境内	平成19年(2007年)3月	
8 史跡永福寺跡	昭和53年(1978年)3月	平成23年(2011年)12月資料編策定
9 史跡法華堂跡(源頼朝墓・北条義時墓)	平成19年(2007年)3月	
10 史跡北条氏常盤亭跡	平成19年(2007年)3月	
11 史跡和賀江嶋	平成18年(2006年)3月	
12 史跡仏法寺跡	平成20年(2008年)3月	
13 史跡一升榭遺跡	平成20年(2008年)3月	
14 史跡朝夷奈切通、史跡名越切通、史跡亀ヶ谷坂、史跡仮粧坂、史跡大仏切通	平成20年(2008年)3月	
15 史跡浄光明寺境内・冷泉為相墓	平成20年(2008年)6月	
16 史跡寿福寺境内	平成20年(2008年)6月	
17 史跡極楽寺境内・忍性墓	平成20年(2008年)6月	
18 史跡東勝寺跡	平成20年(2008年)7月	
19 史跡円覚寺境内・名勝及史跡円覚寺庭園	平成22年(2010年)3月	

表4-4 保存活用計画策定済の建造物一覧 (平成29年7月1日現在)

円覚寺(舍利殿)
鶴岡八幡宮(大鳥居・摂社若宮・上宮・末社丸山稻荷社本殿)
荏柄天神社(本殿)
建長寺(仏殿・昭堂・唐門・山門・法堂・大覚禪師塔)
覚園寺(開山塔・大燈塔)
極楽寺(忍性塔・五輪塔)

新	旧
<p>(P177)</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項</p> <h2 style="text-align: center;">第5章 文化財の保存と活用に関する事項</h2> <h3 style="text-align: center;">1 文化財の保存に関する現況と今後</h3> <p>(1) 鎌倉市全体に関する方針</p> <p>鎌倉市における文化財数は、昭和60年（1985年）から昭和62年（1987年）にかけて鎌倉市教育委員会により行われた悉皆調査により、未指定の文化財も含め、有形文化財（建造物、書跡、絵画、彫刻、工芸、古文書、典籍）、民俗文化財、天然記念物等、約27,000件が報告されている。</p> <p>このうち、市内の指定文化財は、令和4年（2022年）4月1日現在、国宝15件を含む国指定215件、神奈川県指定64件、鎌倉市指定328件の総数607件を数える。また、国登録有形文化財として34件が登録されている。</p> <p>国、神奈川県及び鎌倉市指定文化財については、文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、鎌倉市文化財保護条例に基づき、所有者等が適切な保存管理を実施し、行政はその保存管理に関する助言・指導を行うと同時に、保存のための修理や整備に係る経費についても必要に応じて助成を行っている。</p> <p>市は引き続き、国及び神奈川県と連携し、指導・助言及び修理等に係る助成を計画的に行い、指定文化財等の適切な保存を図るとともに、約27,500件に上る文化財のうち、未指定の物件については、計画的・継続的な調査研究を進め、それらの学術的、歴史的及び芸術的等の価値を確定させるとともに、特に保存と活用の措置を講じる必要性等を見極めながら、順次指定等を行うこととする。</p> <p>なお、文化財の保存に関しては、その特徴や性質に応じて適切な対応が求められることから、「有形文化財（建造物）」、「無形文化財・無形民俗文化財」、「史跡・名勝」、「埋蔵文化財」について、それぞれ保存に関する方針を定める。</p> <p>ア 有形文化財(建造物)</p> <p>鎌倉における有形文化財（建造物）の多くは、中世から宗教活動を続けている社寺に所在しており、基本的な保存管理は所有者である社寺が行っている。有形文化財の保存にあたっては、適切な時期に修理を行う必要があるため、行政は所有者と緊密な連携を図りながら、所有者の意向を踏まえ、文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基づく専門的な指導・助言及び財政的支援などの措置を講じるものとする。</p> <p>社寺に関連する建造物以外としては、明治時代以降に建てられた近代和風・洋風建築物が多数存在し、これらの中には登録有形文化財や鎌倉市都市景観条例に基づく景観重要建</p>	<p>(P177)</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項</p> <h2 style="text-align: center;">第5章 文化財の保存と活用に関する事項</h2> <h3 style="text-align: center;">1 文化財の保存に関する現況と今後</h3> <p>(1) 鎌倉市全体に関する方針</p> <p>鎌倉市における文化財数は、昭和60年（1985年）から昭和62年（1987年）にかけて鎌倉市教育委員会により行われた悉皆調査により、未指定の文化財も含め、有形文化財（建造物、書跡、絵画、彫刻、工芸、古文書、典籍）、民俗文化財、天然記念物等、約27,000件が報告されている。</p> <p>このうち、市内の指定文化財は、令和3年（2021年）4月1日現在、国宝15件を含む国指定216件、神奈川県指定64件、鎌倉市指定328件の総数609件を数える。また、国登録有形文化財として34件が登録されている。</p> <p>国、神奈川県及び鎌倉市指定文化財については、文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、鎌倉市文化財保護条例に基づき、所有者等が適切な保存管理を実施し、行政はその保存管理に関する助言・指導を行うと同時に、保存のための修理や整備に係る経費についても必要に応じて助成を行っている。</p> <p>市は引き続き、国及び神奈川県と連携し、指導・助言及び修理等に係る助成を計画的に行い、指定文化財等の適切な保存を図るとともに、約27,500件に上る文化財のうち、未指定の物件については、計画的・継続的な調査研究を進め、それらの学術的、歴史的及び芸術的等の価値を確定させるとともに、特に保存と活用の措置を講じる必要性等を見極めながら、順次指定等を行うこととする。</p> <p>なお、文化財の保存に関しては、その特徴や性質に応じて適切な対応が求められることから、「有形文化財（建造物）」、「無形文化財・無形民俗文化財」、「史跡・名勝」、「埋蔵文化財」について、それぞれ保存に関する方針を定める。</p> <p>ア 有形文化財(建造物)</p> <p>鎌倉における有形文化財（建造物）の多くは、中世から宗教活動を続けている社寺に所在しており、基本的な保存管理は所有者である社寺が行っている。有形文化財の保存にあたっては、適切な時期に修理を行う必要があるため、行政は所有者と緊密な連携を図りながら、所有者の意向を踏まえ、文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基づく専門的な指導・助言及び財政的支援などの措置を講じるものとする。</p> <p>社寺に関連する建造物以外としては、明治時代以降に建てられた近代和風・洋風建築物が多数存在し、これらの中には登録有形文化財や鎌倉市都市景観条例に基づく景観重要建</p>

新	旧
<p>(P178) 鎌倉市歴史的風致維持向上計画</p> <p>建築物等の指定を受けているものもある。近代和風・洋風建築物に関しては、必要に応じて現状把握や学術的価値の見極め等のための調査及び研究を実施するとともに、文化財保護法の指定等関係する法令や制度に基づく保護措置を図ることとし、市が所有する物件に関しては、指定等の有無に係らず必要に応じて適切な保存を図ることとする。</p> <p>また、民間が所有する物件に関し、所有者の高齢化や相続等により保存に関する問題を抱えるものについては、所有者の意向を踏まえ利活用のあり方を検討する。</p> <p>イ 無形文化財・無形民俗文化財</p> <p>鎌倉においては、「御霊神社の面掛行列」の1件が県指定無形民俗文化財として指定されているほか、「鎌倉神楽」、「鎌倉木遣唄」の2件が市指定の無形文化財として指定されており、これらについては、神奈川県文化財保護条例、鎌倉市文化財保護条例に基づき、適切な保護の措置が講じられている。</p> <p>一方、無形民俗文化財の指定を受けていない祭囃子などの郷土芸能については、地域住民を中心とした人々の努力によって保存継承がなされており、令和4年(2022年)4月1日時点で20団体により組織されている「鎌倉市郷土芸能保存協会」では、相互の連携のもと、鎌倉市郷土芸能大会を開催するなどの活動を行っている。</p> <p>今後は、市内に伝承されている無形文化財・無形民俗文化財の詳細調査や記録作成に関する取組を進め、特別に保存と活用の措置を講じる必要があるものについては、国及び神奈川県と協議した上で、順次国・県・市指定の文化財として指定を行うこととする。また、伝承・育成活動及び周知・普及活動については、「鎌倉市郷土芸能保存協会」等の関係団体との連携を強化し、継承者の人材の確保及び育成のための方策として、郷土芸能大会をはじめとする披露の場の拡充や地域における希少性、継承の必要性を周知する方法などについて協働で検討を進め、市として必要な支援を行うものとする。</p> <p>ウ 史跡・名勝</p> <p>市では、23の史跡・名勝について「保存管理計画」を策定しており、沿革や価値等を整理するとともに、各史跡等の保存・管理・活用の方針を示している。これらの史跡等については、引き続き保存管理計画に基づく適切な保存管理を図るとともに、計画未策定の史跡については、順次計画の策定を進めることとする。</p> <p>未買収地については、保存と公開の必要性和所有者の希望を勘案しながら、計画的な公有地化を継続していくこととし、公有地化後の保存管理に関する取り扱いについては、ボランティアや地元自治会等民間との連携による人員の確保、基金等の創設やふるさと納税などの新たな資金確保の方策を検討・実施するなどして、適切な保存管理を実施していくこととする。</p>	<p>(P178) 鎌倉市歴史的風致維持向上計画</p> <p>建築物等の指定を受けているものもある。近代和風・洋風建築物に関しては、必要に応じて現状把握や学術的価値の見極め等のための調査及び研究を実施するとともに、文化財保護法の指定等関係する法令や制度に基づく保護措置を図ることとし、市が所有する物件に関しては、指定等の有無に係らず必要に応じて適切な保存を図ることとする。</p> <p>また、民間が所有する物件に関し、所有者の高齢化や相続等により保存に関する問題を抱えるものについては、所有者の意向を踏まえ利活用のあり方を検討する。</p> <p>イ 無形文化財・無形民俗文化財</p> <p>鎌倉においては、「御霊神社の面掛行列」の1件が県指定無形民俗文化財として指定されているほか、「鎌倉神楽」、「鎌倉木遣唄」の2件が市指定の無形文化財として指定されており、これらについては、神奈川県文化財保護条例、鎌倉市文化財保護条例に基づき、適切な保護の措置が講じられている。</p> <p>一方、無形民俗文化財の指定を受けていない祭囃子、田植唄などの郷土芸能については、地域住民を中心とした人々の努力によって保存継承がなされており、平成30年(2018年)4月1日時点で20団体により組織されている「鎌倉市郷土芸能保存協会」では、相互の連携のもと、鎌倉市郷土芸能大会を開催するなどの活動を行っている。</p> <p>今後は、市内に伝承されている無形文化財・無形民俗文化財の詳細調査や記録作成に関する取組を進め、特別に保存と活用の措置を講じる必要があるものについては、国及び神奈川県と協議した上で、順次国・県・市指定の文化財として指定を行うこととする。また、伝承・育成活動及び周知・普及活動については、「鎌倉市郷土芸能保存協会」等の関係団体との連携を強化し、継承者の人材の確保及び育成のための方策として、郷土芸能大会をはじめとする披露の場の拡充や地域における希少性、継承の必要性を周知する方法などについて協働で検討を進め、市として必要な支援を行うものとする。</p> <p>ウ 史跡・名勝</p> <p>市では、23の史跡・名勝について「保存管理計画」を策定しており、沿革や価値等を整理するとともに、各史跡等の保存・管理・活用の方針を示している。これらの史跡等については、引き続き保存管理計画に基づく適切な保存管理を図るとともに、計画未策定の史跡については、順次計画の策定を進めることとする。</p> <p>未買収地については、保存と公開の必要性和所有者の希望を勘案しながら、計画的な公有地化を継続していくこととし、公有地化後の保存管理に関する取り扱いについては、ボランティアや地元自治会等民間との連携による人員の確保、基金等の創設やふるさと納税などの新たな資金確保の方策を検討・実施するなどして、適切な保存管理を実施していくこととする。</p>

新	旧
<p>(P179)</p> <p style="text-align: right;">第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項</p> <p>エ 埋蔵文化財</p> <p>令和4年(2022年)4月1日現在、市域における周知の埋蔵文化財包蔵地は467箇所を数え、面積は市域の約60%に達し、特に鎌倉地域は、ほぼ全域が周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。</p> <p>埋蔵文化財包蔵地内での住宅等の建替えや新築、宅地造成等の開発行為等の土木工事に関しては、事業者に対して文化財保護法に基づく届出の提出を徹底するとともに、神奈川県教育委員会とも連携を図りながら適切な指導を行っている。</p> <p>やむを得ず現状保存できない場合には、記録保存のための発掘調査を行うが、市が実施する発掘調査については、調査開始までの待機期間の長期化により事業者の負担が増大している状況にあることから、将来的に埋蔵文化財センターを設置することも視野に入れつつ検討し、まずは調査・研究体制の強化・充実を図ることとする。</p> <p>(2) 重点区域に関する計画</p> <p>重点区域内においては、大町釈迦堂口遺跡の安全対策工事の早期実施を図る。また、鶴岡八幡宮、建長寺、円覚寺などに所在する国宝及び重要文化財の建造物について「保存活用計画」が策定されており、建造物等の沿革や価値等の整理、保存管理の基本方針が示されていることから、引き続き計画に基づく適切な保存管理を図るものとする。</p> <p>無形民俗文化財については、鎌倉市郷土芸能保存協会との協働のもと、四十余年続いている鎌倉郷土芸能大会を継続的に開催することにより、地域に伝わる民俗芸能の価値や魅力、歴史などを広く一般に周知し、後継者の育成や保存継承の支援に努めていく。</p> <p>史跡・名勝に指定されている社寺境内等については、その殆どにおいて「保存管理計画」が策定されていることから、建造物の保存活用計画との整合を図り、引き続き適切な保存管理を図るものとする。</p> <p>加えて、史跡指定地内の地権者から買取りの要望があった場合は、史跡指定地における概要な箇所であるかを見極めつつ、機会を捉えて公有地化を図るものとする。</p> <p>埋蔵文化財については、遺跡に影響を与える工事が計画された場合には、これを保存するため設計や工法の変更等について事業者と協議し、やむを得ず現状保存ができない場合には、記録保存のための発掘調査を行っていく。</p> <p>なお、保存活用計画や保存管理計画等が策定されていない文化財については、関係法令や条例に従って適切な保護の措置を講じていくこととし、未指定の物件については、必要</p> <div style="text-align: right;">  <p>写真5-1 史跡大町釈迦堂口遺跡の現状</p> </div>	<p>(P179)</p> <p style="text-align: right;">第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項</p> <p>エ 埋蔵文化財</p> <p>令和3年(2021年)4月1日現在、市域における周知の埋蔵文化財包蔵地は467箇所を数え、面積は市域の約60%に達し、特に鎌倉地域は、ほぼ全域が周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。</p> <p>埋蔵文化財包蔵地内での住宅等の建替えや新築、宅地造成等の開発行為等の土木工事に関しては、事業者に対して文化財保護法に基づく届出の提出を徹底するとともに、神奈川県教育委員会とも連携を図りながら適切な指導を行っている。</p> <p>やむを得ず現状保存できない場合には、記録保存のための発掘調査を行うが、市が実施する発掘調査については、調査開始までの待機期間の長期化により事業者の負担が増大している状況にあることから、将来的に埋蔵文化財センターを設置することも視野に入れつつ、まずは調査・研究体制の強化・充実を図ることとする。</p> <p>(2) 重点区域に関する計画</p> <p>重点区域内においては、大町釈迦堂口遺跡の安全対策工事の早期実施を図る。また、鶴岡八幡宮、建長寺、円覚寺などに所在する国宝及び重要文化財の建造物について「保存活用計画」が策定されており、建造物等の沿革や価値等の整理、保存管理の基本方針が示されていることから、引き続き計画に基づく適切な保存管理を図るものとする。</p> <p>無形民俗文化財については、鎌倉市郷土芸能保存協会との協働のもと、四十余年続いている鎌倉郷土芸能大会を継続的に開催することにより、地域に伝わる民俗芸能の価値や魅力、歴史などを広く一般に周知し、後継者の育成や保存継承の支援に努めていく。</p> <p>史跡・名勝に指定されている社寺境内等については、その殆どにおいて「保存管理計画」が策定されていることから、建造物の保存活用計画との整合を図り、引き続き適切な保存管理を図るものとする。</p> <p>加えて、史跡指定地内の地権者から買取りの要望があった場合は、史跡指定地における概要な箇所であるかを見極めつつ、機会を捉えて公有地化を図るものとする。</p> <p>埋蔵文化財については、遺跡に影響を与える工事が計画された場合には、これを保存するため設計や工法の変更等について事業者と協議し、やむを得ず現状保存ができない場合には、記録保存のための発掘調査を行っていく。</p> <p>なお、保存活用計画や保存管理計画等が策定されていない文化財については、関係法令や条例に従って適切な保護の措置を講じていくこととし、未指定の物件については、必要</p> <div style="text-align: right;">  <p>写真5-1 史跡大町釈迦堂口遺跡の現状</p> </div>

新	旧
<p>(P185) 第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項</p> <h2>6 文化財の保存・活用に向けた防災・防犯への取組</h2> <p>(1) 鎌倉市全体に関する方針</p> <p>鎌倉では、風水害、地震、火災等の災害から文化財を守るとともに、消防設備の保守・管理及び防災の指導・相談など文化財の適正な管理を行うことを目的として、文化財を保有する30社寺(令和4年(2022年)4月1日現在)からなる「鎌倉文化財防災連絡協議会」が組織されており、行政と連携した取組を進めている。</p> <p>また、市では、「災害対策基本法」の規定に基づき、昭和39年(1964年)に「鎌倉市地域防災計画」を策定し、その後東日本大震災を教訓として平成25年(2013年)に大幅な見直しを行った。地域防災計画では、文化財の災害予防のために、文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するための事前対策、応急対策等の啓発を図ることを定めているほか、災害発生時、非常時には所有者・管理者が現場の保存を行うとともに、教育委員会等の関係機関に報告すること、指定文化財については被災状況の調査結果を文化庁、神奈川県教育委員会に報告し、文化財等の復旧維持のために対策を立てることとしている。</p> <p>文化財の保存・活用に向け、引き続きこれらの防災・防犯に取り組んでいく。</p> <p>社寺や各団体等が管理する文化財にあっては、国・県・市の連絡協力体制の強化を図りながら、着実な取組を進めるとともに、社寺等が実施する防災、防犯、施設・設備等の整備に対する補助などの財政的支援、技術的支援などを実施していく。また、鎌倉市が管理する文化財にあっては、定期巡視の実施により、保存管理状況や異常の有無などの点検に努め、状況に応じた適切な対応を図っていくこととする。</p> <p>(2) 重点区域に関する計画</p> <p>鎌倉文化財防災連絡協議会に加盟している社寺については、その多くが年に数回専門業者による火災報知器点検や消火器点検を受けるとともに、機械警備を導入するなど、防災・防犯対策に努めている。今後は災害の歴史について研究している市の学芸員による講演の機会を設けるなど、情報交換の場としても活用できるようさらに取組を進めていく。同協議会に加盟していない社寺についても、その多くが防犯対策として、文化財の盗難や損壊等の犯罪に備え、セキュリティカメラや侵入センサー等の設置の他、有人警備などを行っていることから、要請に応じて必要な支援・連携を図ることとする。</p> <div data-bbox="712 1098 1025 1337" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真5-5 文化財所有者による消火訓練</p>	<p>(P185) 第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項</p> <h2>6 文化財の保存・活用に向けた防災・防犯への取組</h2> <p>(1) 鎌倉市全体に関する方針</p> <p>鎌倉では、風水害、地震、火災等の災害から文化財を守るとともに、消防設備の保守・管理及び防災の指導・相談など文化財の適正な管理を行うことを目的として、数多くの文化財を保有する30社寺(平成29年(2017年)7月1日現在)からなる「鎌倉文化財防災連絡協議会」が組織されており、行政と連携した取組を進めている。</p> <p>また、市では、「災害対策基本法」の規定に基づき、昭和39年(1964年)に「鎌倉市地域防災計画」を策定し、その後東日本大震災を教訓として平成25年(2013年)に大幅な見直しを行った。地域防災計画では、文化財の災害予防のために、文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するための事前対策、応急対策等の啓発を図ることを定めているほか、災害発生時、非常時には所有者・管理者が現場の保存を行うとともに、教育委員会等の関係機関に報告すること、指定文化財については被災状況の調査結果を文化庁、神奈川県教育委員会に報告し、文化財等の復旧維持のために対策を立てることとしている。</p> <p>文化財の保存・活用に向け、引き続きこれらの防災・防犯に取り組んでいく。</p> <p>社寺や各団体等が管理する文化財にあっては、国・県・市の連絡協力体制の強化を図りながら、着実な取組を進めるとともに、社寺等が実施する防災、防犯、施設・設備等の整備に対する補助などの財政的支援、技術的支援などを実施していく。また、鎌倉市が管理する文化財にあっては、定期巡視の実施により、保存管理状況や異常の有無などの点検に努め、状況に応じた適切な対応を図っていくこととする。</p> <p>(2) 重点区域に関する計画</p> <p>鎌倉文化財防災連絡協議会に加盟している社寺については、その多くが年に数回専門業者による火災報知器点検や消火器点検を受けるとともに、機械警備を導入するなど、防災・防犯対策に努めている。今後は災害の歴史について研究している市の学芸員による講演の機会を設けるなど、情報交換の場としても活用できるようさらに取組を進めていく。同協議会に加盟していない社寺についても、その多くが防犯対策として、文化財の盗難や損壊等の犯罪に備え、セキュリティカメラや侵入センサー等の設置の他、有人警備などを行っていることから、要請に応じて必要な支援・連携を図ることとする。</p> <div data-bbox="1697 1106 2011 1345" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真5-5 文化財所有者による消火訓練</p>

新

(P190)

鎌倉市歴史的風致維持向上計画

10 文化財の保存・活用に向けた体制の整備

鎌倉市における文化財保護行政は、教育委員会教育文化財部が所管している。
令和4年（2022年）4月1日現在の職員数と専門職員数は次のとおりである。

表5-1 鎌倉市の文化財所管部局職員数と専門職員数（令和4年4月1日現在）

部・課・担当	職員数	勤務形態		職種	
		常勤	非常勤	事務	学芸
教育文化財部	29	19	10	13	16
【部長】	1	1		1	
【次長】	※歴史まちづくり推進担当担当次長兼務				
文化財課	14	11	3	8	6
【課長】	1	1		1	
文化財担当	10	7	3	5	5
史跡担当	3	3	0	2	1
生涯学習課	14	7	7	4	10
【課長】	※教育文化財部次長兼務				
博物館機能等整備推進担当	※鎌倉歴史文化交流館担当及び鎌倉国宝館担当兼務				
鎌倉歴史文化交流館担当	7	3	4	2	5
鎌倉国宝館担当	8	4	4	2	6

文化財の保存・活用に関する重要事項を調査審議する機関としては、文化財保護法及び鎌倉市文化財保護条例に基づき、学識者で構成される「鎌倉市文化財専門委員会」が設置され、市内全域に所在する文化財を対象として、指定に向けた調査や修理事業の実施等について意見を求め、その調査や審議結果に基づく答申を得て、市指定文化財への指定等適切な文化財の保存・活用を進めている。

また、史跡永福寺跡の整備事業に関しては、史跡永福寺跡整備委員会を組織し、学識者等の助言を踏まえながら整備を進めた。

本市の文化財保護行政の適正な執行にあたっては、その重要性に鑑み、多様化する文化財の保存・活用に対応し、その確実な推進を図るための体制整備及び人材確保が不可欠であり、社会情勢の変化等に応じ、常に効率的かつ柔軟な組織運営等を図っていくこととする。

旧

(P190)

鎌倉市歴史的風致維持向上計画

10 文化財の保存・活用に向けた体制の整備

鎌倉市における文化財保護行政は、教育委員会文化財部が所管している。
平成31年（2019年）4月1日現在の職員数と専門職員数は次のとおりである。

表5-1 鎌倉市の文化財所管部局職員数と専門職員数（令和3年4月1日現在）

部・課・担当	職員数	勤務形態		職種	
		常勤	非常勤	事務	学芸
教育文化財部	29	19	10	13	16
【部長】	1	1		1	
【次長】	※歴史まちづくり推進担当担当次長兼務				
文化財課	14	11	3	8	6
【課長】	1	1		1	
文化財担当	10	7	3	5	5
史跡担当	3	3	0	2	1
生涯学習課	14	7	7	4	10
【課長】	※教育文化財部担当次長兼務				
博物館機能等整備推進担当	※鎌倉歴史文化交流館担当及び鎌倉国宝館担当兼務				
鎌倉歴史文化交流館担当	7	3	4	2	5
鎌倉国宝館担当	8	4	4	2	6

文化財の保存・活用に関する重要事項を調査審議する機関としては、文化財保護法及び鎌倉市文化財保護条例に基づき、学識者で構成される「鎌倉市文化財専門委員会」が設置され、市内全域に所在する文化財を対象として、指定に向けた調査や修理事業の実施等について意見を求め、その調査や審議結果に基づく答申を得て、市指定文化財への指定等適切な文化財の保存・活用を進めている。

また、史跡永福寺跡の整備事業に関しては、史跡永福寺跡整備委員会を組織し、学識者等の助言を踏まえながら整備を進めている。

本市の文化財保護行政の適正な執行にあたっては、その重要性に鑑み、多様化する文化財の保存・活用に対応し、その確実な推進を図るための体制整備及び人材確保が不可欠であり、社会情勢の変化等に応じ、常に効率的かつ柔軟な組織運営等を図っていくこととする。

■新旧対照表

新

(P191)

表5-2 鎌倉市文化財専門委員会 委員名簿 (令和4年4月1日現在 敬称略)

役職	氏名	専門分野	役職等
	大野 敏	建築史	横浜国立大学教授
副会長	大谷津早苗	民俗学	昭和女子大学教授
	奥窪聖美	漆工史	東京藝術大学非常勤講師
	小林紀子	近世史	横浜市歴史博物館主任学芸員
	佐藤孝雄	考古学・仏教史・仏教学	慶應義塾大学教授・高徳院住職
	血井 舞	彫刻史	学習院大学教授
	鈴木伸一	植生学	東京農業大学教授
	瀬谷 愛	絵画史	東京国立博物館学芸研究部保存修復課保存修復室長
会長	高橋慎一郎	中世史	東京大学史料編纂所教授
	御堂島正	考古学	大正大学特任教授

任期 令和4年6月1日～令和6年5月31日

表5-3 史跡永福寺跡整備委員会 委員名簿 (平成29年7月1日現在 敬称略)

役職	氏名	専門分野	役職等
	河野真知郎	考古学	鶴見大学名誉教授 鎌倉市文化財専門委員会会長
	小沼康子	造園学	東京農業大学客員研究員
	五味文彦	中世史	放送大学教授
副会長	鈴木 亘	建築史	前鎌倉市文化財専門委員会副会長
会長	龍居竹之介	庭園学	(社)日本庭園協会名誉会長
	田畑貞寿	造園学	千葉大学名誉教授
	長澤可也	マルチメディア応用工学	湘南工科大学教授
	大久保義隆	市民	二階堂親和会会長
	松島義章	地質学	神奈川県立生命の星・地球博物館名誉館員 前鎌倉市文化財専門委員会会長

※整備終了に伴い、平成30年2月28日の開催をもって解散

旧

(P191)

表5-2 鎌倉市文化財専門委員会 委員名簿 (令和3年4月1日現在 敬称略)

役職	氏名	専門分野	役職等
	大野 敏	建築史	横浜国立大学教授
副会長	大谷津早苗	民俗学	昭和女子大学教授
	奥窪聖美	漆工史	東京藝術大学非常勤講師
	小林紀子	近世史	横浜市歴史博物館主任学芸員
	佐藤孝雄	考古学・仏教史・仏教学	慶應義塾大学教授・高徳院住職
	血井 舞	彫刻史	東京国立博物館主任研究員
	鈴木伸一	植生学	東京農業大学教授
	瀬谷 愛	絵画史	東京国立博物館主任研究員
会長	高橋慎一郎	中世史	東京大学史料編纂所教授
	御堂島正	考古学	大正大学教授

任期 令和2年6月1日～令和4年5月31日

表5-3 史跡永福寺跡整備委員会 委員名簿 (平成29年7月1日現在 敬称略)

役職	氏名	専門分野	役職等
	河野真知郎	考古学	鶴見大学名誉教授 鎌倉市文化財専門委員会会長
	小沼康子	造園学	東京農業大学客員研究員
	五味文彦	中世史	放送大学教授
副会長	鈴木 亘	建築史	前鎌倉市文化財専門委員会副会長
会長	龍居竹之介	庭園学	(社)日本庭園協会名誉会長
	田畑貞寿	造園学	千葉大学名誉教授
	長澤可也	マルチメディア応用工学	湘南工科大学教授
	大久保義隆	市民	二階堂親和会会長
	松島義章	地質学	神奈川県立生命の星・地球博物館名誉館員 前鎌倉市文化財専門委員会会長

※整備終了に伴い、平成30年2月28日の開催をもって解散

■新旧対照表

新					
(P248)					
鎌倉市歴史的風致維持向上計画					
天然記念物					
	件名	指定年月日	所在地	所有者	
市指定	オウバイ	昭和 38 年 7 月 17 日	二階堂 710 番	瑞泉寺	
	カイドウ	昭和 38 年 7 月 17 日	長谷三丁目 648 番	光則寺	
	ビヤクシン	昭和 38 年 7 月 17 日	扇ガ谷一丁目 180 番	寿福寺	
	ワビスケ	昭和 38 年 7 月 17 日	扇ガ谷一丁目 305 番	英勝寺	
	トウカエデ	昭和 38 年 7 月 17 日	扇ガ谷一丁目 305 番	英勝寺	
	コウヤマキ	昭和 38 年 7 月 17 日	山ノ内 1402 番	浄智寺	
	ビヤクシン	昭和 38 年 7 月 17 日	山ノ内 409 番	円覚寺	
	オガタマノキ	昭和 47 年 12 月 12 日	二階堂 154 番	鎌倉宮	
	ツバキ	昭和 47 年 12 月 12 日	二階堂 421 番	覚園寺	
	マキ	昭和 47 年 12 月 12 日	扇ガ谷二丁目 283 番	浄光明寺	
	タチヒガン	昭和 47 年 12 月 12 日	山ノ内 1402 番	浄智寺	
	ビヤクシン	昭和 47 年 12 月 12 日	寺分一丁目 988 番	大慶寺	
	ビヤクシン	昭和 48 年 4 月 11 日	山ノ内 1402 番	浄智寺	
	マキ	昭和 48 年 4 月 11 日	大町三丁目 1210 番	安養院	
	マキ	昭和 48 年 4 月 11 日	雪ノ下二丁目 1051 番	鶴岡八幡宮	
	ケヤキ	昭和 48 年 4 月 11 日	雪ノ下二丁目 1051 番	鶴岡八幡宮	
	タブノキ	昭和 48 年 4 月 11 日	坂ノ下 152 番	御霊神社	
	フユザクラ	昭和 48 年 4 月 11 日	二階堂 710 番	瑞泉寺	
	クロガネモチ	昭和 48 年 4 月 11 日	材木座六丁目 854 番	光明寺	
	ウスキモクセイ	昭和 48 年 4 月 11 日	山ノ内 409 番	円覚寺	
	ビヤクシン	昭和 49 年 4 月 10 日	小袋谷二丁目 721 番	成福寺	
	イチョウ	昭和 49 年 4 月 10 日	大町一丁目 1126 番	妙本寺	
	ビヤクシン	昭和 49 年 4 月 10 日	山ノ内 409 番	円覚寺	
	ヤマザクラ (市原虎の尾)	昭和 51 年 4 月 13 日	大町四丁目 1947 番	安国論寺	
	シロシダレ	昭和 52 年 6 月 11 日	雪ノ下二丁目 1051 番	鶴岡八幡宮	
	サザンカ	昭和 52 年 6 月 11 日	大町四丁目 1947 番	安国論寺	
	ビヤクシン	平成 9 年 10 月 13 日	扇ガ谷二丁目 281 番	浄光明寺	
	ビヤクシン (イブキ)	平成 10 年 11 月 9 日	山ノ内 8 番	建長寺	

ウ 登録有形文化財(建造物)

登録有形文化財				
	件名	告示年月日	所在地	所有者
国登録	鎌倉国宝館本館	平 12 年 5 月 25 日	雪ノ下二丁目	鎌倉市
	鎌倉文学館本館	平 12 年 5 月 25 日	長谷一丁目	鎌倉市
	鎌倉市長谷子ども会館洋館	平 18 年 11 月 9 日	長谷一丁目	鎌倉市

旧					
(P248)					
鎌倉市歴史的風致維持向上計画					
天然記念物					
	件名	指定年月日	所在地	所有者	
市指定	オウバイ	昭和 38 年 7 月 17 日	二階堂 710 番	瑞泉寺	
	カイドウ	昭和 38 年 7 月 17 日	長谷三丁目 648 番	光則寺	
	ビヤクシン	昭和 38 年 7 月 17 日	扇ガ谷一丁目 180 番	寿福寺	
	ワビスケ	昭和 38 年 7 月 17 日	扇ガ谷一丁目 305 番	英勝寺	
	トウカエデ	昭和 38 年 7 月 17 日	扇ガ谷一丁目 305 番	英勝寺	
	コウヤマキ	昭和 38 年 7 月 17 日	山ノ内 1402 番	浄智寺	
	ビヤクシン	昭和 38 年 7 月 17 日	山ノ内 409 番	円覚寺	
	オガタマノキ	昭和 47 年 12 月 12 日	二階堂 154 番	鎌倉宮	
	ナツグミ	昭和 47 年 12 月 12 日	二階堂 421 番	覚園寺	
	ツバキ	昭和 47 年 12 月 12 日	二階堂 421 番	覚園寺	
	マキ	昭和 47 年 12 月 12 日	扇ガ谷二丁目 283 番	浄光明寺	
	タチヒガン	昭和 47 年 12 月 12 日	山ノ内 1402 番	浄智寺	
	ビヤクシン	昭和 47 年 12 月 12 日	寺分一丁目 988 番	大慶寺	
	ビヤクシン	昭和 47 年 12 月 12 日	山ノ内 1402 番	浄智寺	
	マキ	昭和 48 年 4 月 11 日	大町三丁目 1210 番	安養院	
	マキ	昭和 48 年 4 月 11 日	雪ノ下二丁目 1051 番	鶴岡八幡宮	
	ケヤキ	昭和 48 年 4 月 11 日	雪ノ下二丁目 1051 番	鶴岡八幡宮	
	タブノキ	昭和 48 年 4 月 11 日	坂ノ下 152 番	御霊神社	
	フユザクラ	昭和 48 年 4 月 11 日	二階堂 710 番	瑞泉寺	
	クロガネモチ	昭和 48 年 4 月 11 日	材木座六丁目 854 番	光明寺	
	ウスキモクセイ	昭和 48 年 4 月 11 日	山ノ内 409 番	円覚寺	
	ビヤクシン	昭和 49 年 4 月 10 日	小袋谷二丁目 721 番	成福寺	
	イチョウ	昭和 49 年 4 月 10 日	大町一丁目 1126 番	妙本寺	
	ビヤクシン	昭和 49 年 4 月 10 日	山ノ内 409 番	円覚寺	
	ヤマザクラ (市原虎の尾)	昭和 51 年 4 月 13 日	大町四丁目 1947 番	安国論寺	
	シロシダレ	昭和 52 年 6 月 11 日	雪ノ下二丁目 1051 番	鶴岡八幡宮	
	サザンカ	昭和 52 年 6 月 11 日	大町四丁目 1947 番	安国論寺	
	ビヤクシン	平成 9 年 10 月 13 日	扇ガ谷二丁目 281 番	浄光明寺	
	ビヤクシン (イブキ)	平成 10 年 11 月 9 日	山ノ内 8 番	建長寺	

ウ 登録有形文化財(建造物)

登録有形文化財				
	件名	告示年月日	所在地	所有者
国登録	鎌倉国宝館本館	平 12 年 5 月 25 日	雪ノ下二丁目	鎌倉市
	鎌倉文学館本館	平 12 年 5 月 25 日	長谷一丁目	鎌倉市
	鎌倉市長谷子ども会館洋館	平 18 年 11 月 9 日	長谷一丁目	鎌倉市